

一般競争入札説明書

沖縄バイオ産業振興センター改修工事設計委託業務の一般競争入札の実施について地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札（事後審査型）を次のとおり実施する。

平成25年5月21日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 沖縄バイオ産業振興センター改修工事設計委託業務
- (2) 工事場所 沖縄県うるま市
- (3) 業務概要 空調設備工事、電気設備工事、防水工事、間仕切り変更工事（別添仕様書のとおり。）
 - ・建物の概要

施設名称	沖縄バイオ産業振興センター
用途	バイオ産業振興に資するインキュベート施設
延べ面積	5,021㎡
敷地面積	20,846㎡
- (4) 履行期限 契約締結日の翌日から30日間
- (5) 本入札は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。
- (6) 納入場所 沖縄県商工労働部ものづくり振興課

2 入札参加申込み及び期間

入札に参加予定の者は、一般競争入札資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を申込期間内に次の場所に提出すること。（郵送の場合は、書留郵便による。ただし、不備等がある場合、申込期間内に補正しなければならない。）

- (1) 申込場所 沖縄県商工労働部ものづくり振興課バイオ産業班
沖縄県那覇市泉崎1-2-2（8F）
TEL 098-866-2337 FAX 098-866-2447
- (2) 申込期間 平成25年5月21日（火曜日）から平成25年6月3日（月曜日）まで
受付時間 午前9時から午後5時まで

3 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 平成25年6月5日（水曜日）午後2時
- (2) 入札場所 沖縄県庁舎14階会議室
- (3) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法
平成25年5月30日（木曜日）午後5時15分までに簡易書留郵便により提出すること。
提出期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

4 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札参加者資格 次の要件を全て満たす者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 沖縄県における平成25・26年度の測量コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書を受理されていない場合も入札申込書を提出することができるが、参加資格のある者として選定されるためには、資格確認申請書の提出期限日において当該申請書を受理されていない場合、参加する資格を有していない者とした入札に該当し、入札は無効とする場合がある。
- ウ 資格確認申請書の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を行っていること。
- カ 参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3第2項の規定に抵触するものではない。
- (ア) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
a 親会社と子会社の関係にある場合
b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし a については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- キ 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。)
- ク 沖縄県内に営業拠点（本店）があること。
- ケ 入札参加希望者は、平成15年4月1日以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有すること。なお、「平成15年4月1日以降に完了した同種又は類似業務」とは、以下の(ア)～(ウ)全ての項目に該当する実績をいう。

- (ア) 平成15年4月1日以降に契約履行が完了した設計業務実績
- (イ) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績
- (ウ) 以下を満たす施設の設計業務実績

- ・同種業務の実績における対象施設は下記のとおりとする。

建築物用途 平成21年国土交通省告示第15号別添2第8に掲げる施設
 主たる構造 問わない
 延べ面積 5,000㎡以上
 設計内容 基本設計又は実施設計
 発注者 沖縄県、沖縄総合事務局及び市町村等の地方公共団体（以下、
 沖縄県等）が発注者である委託業務

- ・類似業務の実績における対象施設は下記のとおりとする。

建築物用途 平成21年国土交通省告示第15号別添2第六、第九又は第十二
 に掲げる施設
 主たる構造 問わない
 延べ面積 1,000㎡以上
 設計内容 基本設計又は実施設計
 発注者 沖縄県等が発注者である委託業務

(2) 配置予定技術者の要件は下記による

- ア 管理技術者(※1)として一級建築士又は二級建築士が配置できること。
- イ 主任担当技術者(※2)は、平成15年4月1日以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有していること。なお、「平成15年4月1日以降に完了した同種又は類似業務」とは、4.(1).ケによる。
- ウ 管理技術者は、過去6ヶ月以上にわたり入札参加希望者と直接的な雇用関係があること。
- エ 主任担当技術者は、沖縄県土木建築部における平成23・24年度測量及び建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に建築関係コンサルタントとして登録されている事務所に所属している者であること。
- オ 管理技術者及び主任担当技術者は、入札申込書の提出者の組織に所属していること
- カ 管理技術者及び主任担当技術者は、下記の表に掲げる各分野ごといずれかの資格を有すること。

建 築	一級建築士、二級建築士
電 気	建築設備士、技術士、一級建築士、設備一級建築士、一級電気施工管理技士、二級建築士、二級電気工事施工管理技士
機 械	建築設備士、技術士、一級建築士、設備一級建築士、一級管工事施工管理技士、二級建築士、二級管工事施工管理技士

- キ 管理技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。）の契約金額が2億円未満かつ件数が5件未満であること。
- ク 各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず特定

後、未契約の業務を含む。)の契約金額が2億円未満かつ件数が3件未満であること。
ケ 委託業務は自ら実施し、再委託しないこと。

コ 業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が沖縄県における平成25・26年度の測量コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書を受理されていない場合も再委託先とすることができるが、参加資格のある者として選定されるためには、入札申込書の提出期限日において当該申請書を受理されていなければならない。

なお、平成25年4月1日までに、平成25・26年度の測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録されていない場合、参加する資格を有していない者とした入札に該当し、入札は無効とする場合がある。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成12年6月2日土技第158号）第15条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

5 落札決定の保留と入札参加資格の審査

(1) 落札決定の保留

本競争は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）から順に入札参加資格の審査を行う。

(2) 落札候補者及び入札参加資格審査に必要な書類の提出

落札候補者は、上位のものから順に3者(上位のものと同額のもの複数いる場合はこの限りでない。)を決定する。

落札候補者に対し入札参加資格の審査を行うため、必要な書類の提出を求めることとするが、適格者が確認できた時点で、次順位以降のもの入札参加資格の審査は行わないものとする。

ア 入札参加資格確認資料提出の連絡：開札後、6月5日（水）午後5時（予定）までに対象業者あてに連絡する。

イ 入札参加資格確認資料の提出期限：平成25年6月7日（金）午後5時までとする。
なお、期限内に限り、一度提出した資格確認資料の修正及び再提出を認めるが、提出期限を過ぎた場合は受付けない。

ウ 入札参加資格確認資料の提出先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県商工労働部ものづくり振興課バイオ産業班
電話番号 098-866-2337

エ 提出部数：2部（ファイルに綴じ、背表紙に業者名、会社名を記載すること）

(2) 入札参加資格の確認結果通知

平成25年6月10日（月）（予定）に書面にて通知する。

なお、落札候補者について入札参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。

ただし、落札候補者の入札参加資格がないと認められた場合は、次順位の者を落札候補者として資格の確認を行うので、落札者決定を再度保留し、「保留通知」を行うものとする。

- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：沖縄県商工労働部ものづくり振興課バイオ産業班

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

6 その他の留意事項

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 再度入札

開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は原則として1回を限度とする。

- (3) 入札保証金

ア 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積る入札金額の100分の5以上とする。（沖縄県財務規則第100条第2項の規定に該当する場合は免除とする。）

イ 入札保証金は原則として落札決定後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

ウ 落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

- (4) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。